

報告書

令和4年度 重要技術管理体制強化事業

国際約束の履行等に基づく貿易管理制度等調査

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
CXコンサルティング部

2023年3月27日

NRI

Share the Next Values!



0. 本事業の概要

報告書目次

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

本調査の背景と目的

■ 背景

- 我が国は、北朝鮮に対して国際連合安全保障理事会決議の遵守を強く求めている。また、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、関係省庁と連携し、北朝鮮との間の輸出入禁止などの制裁措置を厳格に実施している。しかしながら、近年では制裁回避の手口が世界的に複雑化・巧妙化していることが懸念されており、制裁回避が疑われる事例の分析及び共有を企業におけるデュー・ディリジェンス（DD）に活かす取組がますます重要となっている。
- また、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略を受けてアメリカ、EU及びイギリスはロシア等に対する輸出入禁止措置を数次に渡り実施しており、我が国もこれらの国々と緊密に連携して輸出入禁止措置を実施している。

■ 目的

- こうした状況を踏まえ、本事業では、新しい時代を見据えた貿易管理制度の参考とするため、諸外国における貿易管理に係る制度や運用状況等について調査・分析を行う。

0. 本事業の概要

本調査のエグゼクティブサマリ

- 前頁の背景・目的を踏まえ、
本事業では、① 北朝鮮制裁に関する実態調査 および ②ロシア制裁に関する調査 を行った。
- ① 北朝鮮制裁に関する実態調査
 - 国内の業界団体および海運会社、商社へのヒアリングを行った。
- ② ロシア制裁に関する調査
 - 韓国、台湾、シンガポールを主要な調査対象とした。
 - 上記について現地の専門家と連携の上、各政府が行っている経済制裁措置に関する調査を行った。
 - 経済制裁全般がロシア経済に与えた影響を分析した。
 - 各国の経済制裁がロシア経済に与えた影響を、文献調査・データ分析の両面から調査するとともに、各国の産業構造・国際関係に照らして重要と考えられる点について、詳細な調査を行った。

1. 調査実施内容

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

本事業の調査内容

- 本事業において実施した調査の目的と内容は下表の通り。

	目的	主な実施内容
タスク① 北朝鮮制裁に関する 実態調査 仕様書 3. 事業内容 (1) ①	国内の海運会社等が、輸出入に伴い利用する船舶について、瀬取りなど北朝鮮への違法な輸出入に関与した疑いの確認の有無および方法について調査する。	国内の海運会社等へのヒアリング調査
タスク②-1 ロシア制裁に関する調査 各国の経済制裁措置に 関する調査 仕様書 3. 事業内容 (1) ②前段	シンガポール、韓国、台湾等の3ヶ国・地域程度について、各政府が具体的にどのような制度により制裁を措置しているかの調査を行い、概要をまとめる。	現地の弁護士と国内弁護士の共同による各国の法律調査
タスク②-2 ロシア制裁に関する調査 経済制裁の 影響・効果分析 仕様書 3. 事業内容 (1) ②後段	②-1 の対象および、アメリカ、EU、イギリス等が示している見解や報道、専門家のレポート等から情報収集・整理するとともに、ロシアをめぐる貿易動向について分析を行う。	- 公的機関および民間機関等のレポート・報道による文献調査 - 各種公開情報・指標を利用したデータ分析
タスク③ 報告書作成 仕様書 3. 事業内容 (2)	上記の調査・分析結果をまとめた報告書を作成・納入する。	

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査

2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査

2. ロシア制裁に関する調査

1. 各政府の措置に関する調査

2. 制裁による影響に関する調査

1. ロシアの経済指標分析

1.1 調査実施内容 - 北朝鮮制裁に関する実態調査

国内の海運会社、商社等へのヒアリングを通じ、利用する船舶が北朝鮮への違法な輸出入に関与した疑いがあるか否かの確認の有無、ある場合には確認をどのように実施しているか、調査した。

- 国内の海運会社や商社・業界団体等へのヒアリングを通じ、輸出入に伴い船舶を利用する際に、当該船舶が瀬取りなどの北朝鮮への違法な輸出入に関与した疑いのある船舶であるかの確認をしているか、確認をしている場合はどのように実施しているかについて調査した。

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

1.2 調査実施内容 - ロシア制裁に関する調査 | 調査概要

韓国、台湾、シンガポール、英国について、
各政府の措置、および制裁の影響（概要および詳細）を調査した。

		韓国	台湾	シンガポール	英国
仕様書記載（1）②後段 制裁による影響に 関する調査	仕様書記載（1）②前段 各政府の措置 に関する調査	a. 各政府が行っている経済制裁に関する 法制度を中心とした調査			—
	概要	b. 制裁の影響に関する文献（レポート・報道）調査 （含）ロシアの経済指標（連邦予算等）分析、原油価格分析			
		c. 制裁品目を中心とした 輸出額データによる各国・地域の寄与度の分析			—
	詳細	d. それぞれの政治・産業上の特徴を踏まえた詳細調査・分析			

2. 調査結果

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

2.1 調査結果 | 北朝鮮制裁に関する実態調査

国内の海運会社、商社等へのヒアリングを通じ、利用する船舶が北朝鮮への違法な輸出入に関与した疑いがあるか否かの確認の有無、ある場合には確認をどのように実施しているか、調査した。

- 国内の海運会社や商社・業界団体等へのヒアリングを通じ、輸出入に伴い船舶を利用する際に、当該船舶が瀬取りなどの北朝鮮への違法な輸出入に関与した疑いのある船舶であるかの確認をしているか、確認をしている場合はどのように実施しているかについて調査した。

1. 本事業の概要

2. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

3. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

韓国・台湾・シンガポールについて、 各政府が行っている制裁措置に関する文献調査を行った。

下記の内容について、文献調査を行った。

詳細は、本資料末尾に添付の『韓国・台湾・シンガポールにおけるロシア制裁の概要』を参照

- I. 韓国の対ロシア制裁措置の概要
 - 対ロシア制裁措置の法的な枠組み、ロシア制裁措置の経過及びその概要
 - 対ロシア金融制裁の内容、対ロシア輸出統制の内容
- II. シンガポールにおけるロシア制裁措置の概要
 - 経済制裁の枠組み、対ロシア制裁措置の経過、輸出規制の内容、金融規制の内容
- III. 台湾におけるロシア制裁措置の概要
 - ロシア制裁としての輸出制限の法的な枠組み
 - ロシア制裁措置の経過及びその内容
 - 貿易制限以外の経済制裁

0. 本事業の概要

1. 調査実施内容

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査

2. 調査結果

1. 北朝鮮制裁に関する実態調査
2. ロシア制裁に関する調査
 1. 各政府の措置に関する調査
 2. 制裁による影響に関する調査
 1. ロシアの経済指標分析

2.2.2.1 ロシア制裁に関する調査 – ロシアの経済指標分析 | 連邦予算・予測の分析

ロシア連邦中央銀行の経済指標見通しは、諸外国機関の予測よりも楽観的であるといえる

- ロシア連邦中央銀行は、楽観的見通し・悲観的見通しの2種類の予測を行っているが、GDP成長率の予測はいずれも、国外機関による予測よりもさらに楽観的である。
- さらに、上記の予測は、国外機関による予測よりも安く見積もった原油価格を前提としたものである。

各機関による GDP成長率 の予測 単位：％	国	機関	2023	2024	2025	出典
	－	世界銀行	-3.6	+1.6	-	[1]
	米国	アメリカ経済政策研究センター（シンクタンク）	-8 ~ -7	-	-	[2]
		Reuters	-2.5	-	-	[3]
		FocusEconomics	-3.1	+1.4	-	[3]
	英国	大蔵省他	-2.3	-	-	[4]
	ロシア	連邦中央銀行（楽観的：Fast adaption シナリオ）	-2.0 ~ -1.0	+2.5 ~ +3.5	+2.0 ~ +3.0	[5]
		連邦中央銀行（悲観的：Global crisis シナリオ）	-8.5 ~ -5.0	-2.0 ~ -1.0	0.0 ~ +1.0	[5]
各機関による 原油価格の 予測 単位： USD／バレル	国	機関	2023	2024	2025	出典
	－	世界銀行	135	-	-	[6]
	米国	米国エネルギー情報局（政府機関）	90	-	-	[7]
		ゴールドマン・サックス	83	78	-	[7]
		JPモルガン・チェース	89	99	-	[7]
		TradingEconomics.com（複数の有識者による予測）	92	80	-	[8]
	ロシア	連邦中央銀行（楽観的：Fast adaption シナリオ）	70	60	55	[4]
		連邦中央銀行（悲観的：Global crisis シナリオ）	35	35	40	[4]

[1] <https://interfax.com/newsroom/top-stories/83592/>

[2] <https://cepr.org/voxeu/columns/war-and-sanctions-effects-russian-economy>

[3] <https://www.reuters.com/markets/russias-more-gradual-economic-contraction-extend-into-2023-2022-12-02>

[4] <https://www.gov.uk/government/news/uk-sanctions-on-russia-top-18-billion-for-the-first-time#:~:text=By%20implementing%20these%20sanctions%20alongside,a%20further%202.3%25%20in%202023>

[5] Monetary policy guidelines for 2023–2025

[6] <https://blogs.worldbank.org/opendata/oil-prices-remain-volatile-amid-demand-pessimism-and-constrained-supply>

[7] <https://capital.com/oil-price-forecast>

[8] <https://tradingeconomics.com/commodity/crude-oil>

ロシアの連邦予算における各指標に関するフィンランド銀行の分析

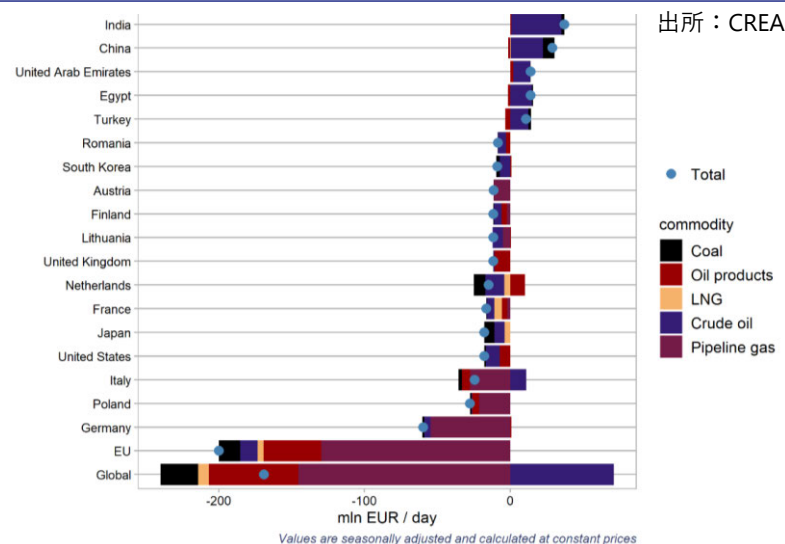
- ロシア経済開発貿易省の推計によれば、2022年→2023年でのGDPの推計減少率は 3.7 % であり、他国主要機関による推計と比較すると、減少幅は小さく見積もられている。
- 連邦予算に大きな影響を及ぼす点として、エネルギー関連の税収は、歳入の5分の1近くを占めるが、2023年以降は減少すると見積もられている。ただし、この見積もりは、原油価格が2021年の水準に戻る一方で、ルーブル相場は2022年と同水準という、悲観的な仮定のもとに作成されたものである。
- 2023年の財政赤字は、ロシア財務省予測では GDP比 2 % だが、輸入額予測について、ロシア経済開発貿易省等の予測を用いて修正すると、GDP 比 3-4 %減となると推定される。
- インフレ率・消費者物価指数が予測通りに減少しない場合は、さらに、政府支出に影響が及ぶ可能性がある。

2.2.2.1 ロシア制裁に関する調査 – ロシアの経済指標分析 | 燃料価格の分析

フィンランドのシンクタンクによれば、燃料価格の高騰の影響もあり、2022年8月頃までのエネルギー関連の経済制裁の効果は限定的であった。

- フィンランドのシンクタンク Centre for Research on Energy and Clean Air (CREA) のレポートによれば、制裁後 (2022年7~8月) におけるEU のロシアからの輸入量は、制裁前(2022年1~2月)と比較して35%程度減少したが、EU は依然としてロシアにとって最大のエネルギー資源の輸出先であり、全輸出額の50%以上を占めており、**制裁の効果は限定的**である。
- 侵攻前と比較し、輸出量は減少しているものの、燃料価格の高騰のため、価格では2021年の同時期の水準を上回っている。
- EU による制裁は、ロシアの石炭輸出に関しては成功したものの、石油輸出に関しては、ロシアによる回避の余地を残しており、第三国経由の輸出入禁止も含めた、より強制力を持つ規制が必要である。
- 本レポートでは、有効な解決策は化石燃料に代わる新たなエネルギー源を得ることである、と結論づけられているが、レポートの作成元はクリーンエネルギーを推進する立場のシンクタンクであるため、解釈には注意が必要である。

制裁前後における対露エネルギー輸入量の国別増減
(2022年1~2月から7~8月への変化、季節変動調整済)



2022年12月以降のEUによるロシアへのエネルギー制裁は、EU域外への輸出にも間接的に影響を及ぼし、ロシアの国家予算に大きな影響を与えている

EU のエネルギー制裁による影響 (2022年12月, 出所: [1])

- EU は2022年12月、ロシア産の石油製品に対して、**1バレルあたり60ドルの価格制限**を設定。その結果、**中国・インドなど非制裁実施国の買い付け価格も下落し**、ウラル産原油の価格は1バレルあたり47ドルとなった（参考：価格指標であるブレント原油は1バレルあたり84ドル）。
- EU は、さらに、ディーゼル油に対して1バレル100ドルの価格制限を設定すると共に、その他の石油製品に対する価格制限を45ドルへ引き下げること検討している。
- 価格制限前に輸入したディーゼル油の備蓄があること、今冬の気候が比較的穏やかであることから、短期的には、**制裁により EU のエネルギーが不足する懸念は少ない**とされている。

ロシアの国家予算におけるエネルギー制裁の見通し (2023年1月, 出所: [2])

- 政府予算では、エネルギー輸出が **23 % 減少**すると見込まれているが、ロシアの独立系アナリスト（元連邦中央銀行職員）は、**3分の1程度まで減少**する（66 %の減少）と予測。
- ドイツ国際安全保障研究所の研究員は、EU によるエネルギー制裁は、これまでロシアの予算に対して行われた制裁の中で**最も大きな影響を持つ**ものである、と述べている。
- これまでロシアは非友好国へのエネルギー輸出に際し、ルーブルでの決済のみを認めていたが、影響を受けて、この制限を緩和しつつある。
- 仮にロシアが EU 以外の買い手を見つけたとしても、大きな値引きを強いられること（1バレルあたり38ドル）、原油の輸送を欧州各国のタンカーに頼ってきたため、ロシア自身が輸送できる量が限られること、等の懸念がある。

[1] <https://www.politico.eu/article/eu-to-suggest-100-a-barrel-price-cap-on-russian-diesel/>

[2] <https://www.politico.eu/article/russia-eruropean-union-energy-war-dents-kremlin-coffers/>

The text is framed by two decorative swooshes. The top swoosh is a gradient bar transitioning from blue on the left to red on the right. The bottom swoosh is a solid blue bar.

Share the Next Values!

韓国・シンガポール・台湾における 対ロシア制裁の概要

2023 年 3 月

西村あさひ法律事務所

目次

I.	韓国の対ロシア制裁措置の概要	4
1	対ロシア制裁措置の法的な枠組み	4
1.1	金融制裁の法的な枠組み	4
1.2	輸出統制の法的な枠組み	4
2	ロシア制裁措置の経過及びその概要	8
3	対ロシア金融制裁の内容	8
3.1	(2022年3月1日発表)2022年2月28日付け国際社会における対ロシア金融制裁への参加のための詳細な措置の決定	8
3.2	(2022年3月7日発表)国際社会における対ロシア金融制裁への参加のための追加的な措置の決定	10
3.3	取引禁止対象のまとめ	10
4	対ロシア輸出統制の内容	11
4.1	(2022年2月28日施行)戦略物資輸出統制(多角的体制の統制品目に対する審査強化)	11
4.2	(2022年3月4日施行)憂慮取引者を対象とした輸出制限	11
4.3	(2022年3月26日施行)非戦略物資57品目に対する輸出統制	12
4.4	(2023年2月24日公表)非戦略物資741品目の輸出統制対象追加に係る行政予告	12
5	まとめ	13
II.	シンガポールにおけるロシア制裁措置の概要	14
1	経済制裁の枠組み	14
2	対ロシア制裁措置の経過	14
3	輸出規制の内容	15
4	金融規制の内容	16
4.1	適用対象及び定義	16
4.2	指定銀行及び指定主体との取引の禁止及び資産の凍結	17
4.3	一定の物品の配達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止	17
4.4	ロシア政府及びロシア連邦の中央銀行による新たな資金調達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止	18
4.5	ドネツク及びルハンスクに関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止	18

4.6	デジタル決済トークン取引の禁止	18
4.7	情報提供義務	19
4.8	罰則	19
5	まとめ	19
III.	台湾におけるロシア制裁措置の概要	20
1	ロシア制裁としての輸出制限の法的な枠組み	20
1.1	戦略ハイテク物資の輸出入に関する輸出許可	20
1.2	戦略ハイテク物資の輸出許可手続き	22
1.3	戦略ハイテク物資を許可なしに輸出した場合の罰則	22
2	ロシア制裁措置の経過及びその内容	23
2.1	ワッセナー・アレンジメントにて規制される製品に係るロシア向けの輸出審査の厳格化(2022年3月1日)	23
2.2	「ロシア向け輸出ハイテク物資リスト」の制定(2022年4月6日)	23
2.3	輸出制限対象地域の追加(2022年5月6日)	23
2.4	輸出制限品目の追加(2023年1月4日)	24
3	貿易制限以外の経済制裁について	24
4	まとめ	25

本報告書は、2023年3月時点での各国の規制動向に基づいて作成しています。
最新の規制動向については、必ず当該国の一次情報をご確認ください。

I. 韓国の対ロシア制裁措置の概要

1 対ロシア制裁措置の法的な枠組み¹

韓国の対ロシア制裁措置は、大別すると金融制裁と輸出統制に分けることができる。

1.1 金融制裁の法的な枠組み

金融制裁については、外国為替取引法に基づき、企画財政部長官は、①我が国(韓国)が締結した条約及び一般的に承認されている国際法規を誠実に履行するために不可欠な場合、又は、②国際平和及び安全を維持するための国際的努力に特に寄与する必要がある場合と認められる場合には、国内から外国に支払しようとする居住者・非居住者、非居住者に支払し、又は非居住者より受領しようとする居住者に、その支払又は受領をするとき、大統領令で定めるところにより許可を受けるようにすることができるとされている(同法 15 条)²。かかる規定に基づき、一般的な金融制裁関連の根拠規定が存在すると解することはできるものの、韓国政府による対ロシア金融制裁の発表(後記 2 参照)にあたっては、その根拠規定として外国為替取引法 15 条を明示的に言及してはいないことから、当該条項に基づき制裁を行っているかどうかは不明である。

1.2 輸出統制の法的な枠組み

(1) 戦略物資の輸出禁止

対外貿易法に基づき、①産業通商資源部長官は、関係行政機関の長と協議し、大統領令で定める国際輸出統制体制(以下「国際輸出統制体制」という。)の原則に従い、国際平和及び安全維持並びに国家安保のために輸出許可等制限が必要な物品等(大統領令で定める技術を含む。以下本節で同様。)を指定して告示しなければならないとされており(19 条(戦略物

¹ 本 1 における法的な枠組みに関する調査及び分析は、公開されている一般的に入手可能な情報のみに基づくものであり、関係する韓国の関係省庁への照会等は実施していない。したがって、関係省庁への照会結果により、調査及び分析に係る報告内容に変更があり得る点に留意されたい。

² 外国為替取引法 15 条は、以下のとおり規定している。

15 条(支払手続等)

- ① 企画財政部長官は、本法の適用を受ける支払又は受領に関連して、両替手続、送金手続、財産搬出手続など必要な事項を定めることができる。
- ② 企画財政部長官は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、国内から外国に支払しようとする居住者・非居住者、非居住者に支払し、又は非居住者より受領しようとする居住者に、その支払又は受領をするとき、大統領令で定めるところにより許可を受けるようにすることができる。
 - i. 我が国(韓国)が締結した条約及び一般的に承認されている国際法規を誠実に履行するために不可欠な場合
 - ii. 国際平和及び安全を維持するための国際的努力に特に寄与する必要がある場合

資の告示及び輸出許可等)), 当該規定に基づき、ロシア向けの戦略物資の輸出について、輸出許可の対象としている。

戦略物資とは、戦略物資輸出入告示(産業通商資源部告示 2022-53 号、以下「輸出入告示」という。)³別表 2(二重用途品目)⁴及び別表 3(軍用物資品目)⁵に該当する物品(物質、施設、装備、部品)、ソフトウェアなど、電子的形態の無体物及び技術をいう(輸出入告示 2 条 2 号)。

具体的には、戦略物資の輸出許可申請については、(i)当該物品等が平和的目的に使用されること、(ii)当該物品等の輸出が国際平和及び安全維持並びに国家安保に影響を及ぼさないこと、(iii)当該物品等の輸入者と最終使用者等が取引に適した資格を有し、かつその物品等の使途が信頼できるものであること、(iv)国際輸出統制体制の原則⁶のうち輸出入告示に定める規定を遵守すること、という基準を満たさない限り輸出許可をすることができず(対外貿易法 19 条 1 項、4 項、対外貿易法施行令 34 条)⁷、これにより、輸出入告示 22 条に定める基準⁸に基づいて輸出許可がなされる。今回の輸出統制の実施過程において、上記の

³ <https://www.law.go.kr/%ED%96%89%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%B9%99/%EC%A0%84%EB%9E%B5%EB%AC%BC%EC%9E%90%20%EC%88%98%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B3%A0%EC%8B%9C>

⁴ 後記 4.3 のとおり、2023 年 2 月 24 日に輸出入告示の改正案の行政予告(意見提出期間：3 月 16 日まで)が行われている。同改正案によれば、新規の 741 品目の対ロシア状況許可対象品目の追加とともに、2022 年度の 4 大国際輸出統制体制(①ワッセナー・アレンジメント(WA)、②原子力供給国グループ(NSG)、③ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、④オーストラリア・グループ(AG))会議を通じて合意された戦略物資の新設、削除などの変更事項が反映される予定である。

⁵ 同上。

⁶ ①ワッセナー・アレンジメント(WA)、②原子力供給国グループ(NSG)、③ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、④オーストラリア・グループ(AG)、⑤化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(CWC)、⑥細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(BWC)、及び⑦武器貿易条約(ATT)

⁷ 対外貿易法 19 条(戦略物資の告示及び輸出許可等)①産業通商資源部長官は、関係行政機関の長と協議し、大統領令で定める国際輸出統制体制の原則に従い、国際平和及び安全維持並びに国家安保のために輸出許可等制限が必要な物品等(大統領令で定める技術を含む。以下本節で同様。)を指定して告示しなければならない。

④産業通商資源部長官や関係行政機関の長は、輸出許可申請や状況許可申請を受ければ、国際平和及び安全維持並びに国家安保など大統領令で定める基準に従い輸出許可や状況許可をすることができる。

対外貿易法施行令 34 条(輸出許可及び状況許可の基準)、対外貿易法 19 条 4 項において「大統領令で定める基準」とは、次の各号の基準をいう。

(ア) 当該物品等が平和的目的で使用されること
(イ) 当該物品等が国際平和及び安全維持並びに国家安保に影響を及ぼさないこと
(ウ) 当該物品等の輸入者と最終使用者等が取引に適合な資格を有しており、その物品等の使用用途を信頼できること
(エ) その他に 32 条各号による国際輸出統制体制の原則の中、産業通商資源部長官が定めて告示する事項を遵守すること

⁸ 次の事項に対する審査が行われる。

① 戦略物資該当有無
② 輸入国
③ 輸入国の技術水準及び軍事・外交的敏感性

ような戦略物資輸出許可に関する法令の内容は変更されていないものの、ロシア行きの戦略物資の場合、輸出審査を強化することで、実務上、輸出許可はなされていない。

(2) 憂慮取引者に対する輸出禁止

対外貿易法に基づき、戦略物資に該当しない物品であっても、憂慮取引者⁹として指定された者に輸出しようとする場合には状況許可が必要となる(対外貿易法 19 条 3 項、輸出入告示 50 条 3 項 1 号)。このため、韓国政府がロシア政府関係者やロシア企業を憂慮取引者として指定する場合には、状況許可が必要となる。なお、今般の対ロシア制裁措置としての輸出統制の実施過程において、憂慮取引者に対する輸出許可に関する法令の内容は変更されていない。

(3) 戦略物資に該当しない物品の輸出禁止

戦略物資に該当しない物品であっても、輸出入告示別表 2 の 2(状況許可対象品目)に該当する品目を輸出しようとする場合には、状況許可が必要となる(対外貿易法 19 条 3 項、輸

-
- ④ 民間部門における使用有無
 - ⑤ 購入者、最終荷受人及び最終使用者と最終使用者が誓約した用途の信頼性
 - ⑥ 第三国に再輸出される可能性
 - ⑦ 輸出者、購入者、最終荷受人又は最終使用者の戦略物資憂慮取引者該当有無
 - ⑧ その他国際機構又は関係機関による①から⑦の事項に対する注意必要性の提起有無

⁹ 憂慮取引者とは、次のいずれかに該当する者をいう(輸出入告示 90 条の 2)。

- ① 国際連合安全保障理事会決議に基づき、制裁対象者に指定された者
 - ② 国際輸出統制体制において、注意を要する取引者として会員国に通報された者
 - ③ 国外に所在する輸出者で、対外貿易法 31 条 1 項各号のいずれかに該当する者(戦略物資等輸出入制限の対象となる者)として憂慮取引者に指定する必要があると認められる者
 - ④ その他産業通商資源部長官が国際安保及び世界平和のために貿易取引時において注意を要すると認める者
- 産業通商資源部及び戦略物資管理院は、戦略物資管理システムウェブサイトを通じて、憂慮取引者リスト及び検索サービスを提供している。

(https://www.yestrade.go.kr/common/common.do?jPath=/ja/jaEa081C&MENUCD=ED&TOP_MENU_CODE=MENU0002&CURRENT_MENU_CODE=MENU0055&CURRENT_MENU_CODE=MENU0055&TOP_MENU_CODE=undefined
→「憂慮取引者」を検索)

ただし、当該ページに記載されている旨と同様に、上記ウェブサイトに掲載されているリストは、随時改定されるため、最終アップデート日以降の変動事項があり得る。憂慮取引者への輸出は、原則的には、「大量破壊武器関連物品等」、すなわち大量破壊武器関等の製造・開発・使用又は保管等の用途に転用される可能性が高い物品等を輸出する場合にのみ状況許可を受ければよいが、大量破壊武器関連物品等が何なのか明らかでないため、実務上は、憂慮取引者に輸出する場合は、何を輸出する場合であっても、状況許可を申請するよう案内しているようである。なお、輸出者は輸出しようとする物品等が大量破壊武器関連物品等に該当するか否かを許可機関の長に書面により質疑することができるため(輸出入告示 50 条 4 項)、かかる質疑手続を先に経ることもできるようである。

出入告示 50 条 3 項 2 号)¹⁰。ロシア制裁としての輸出統制の実施過程においては、輸出入告示を改正することで、非戦略物資 57 品目を輸出入告示別表 2 の 2(状況許可対象品目)に定める状況許可対象品目¹¹に反映(すなわち、番号 22 乃至 78 の対象品目を追加)し、これにより、当該品目について、実務上、輸出許可はなされていない。

(4) 輸出統制としての制裁に違反した場合

上記の制裁に違反した場合、(i)戦略物資等の国際的な拡散を図る目的で、輸出許可/状況許可を受けずに戦略物資/状況許可対象である物品等を輸出した場合には、7 年以下の懲役又は輸出・経由・積替・仲介する物品等の価格の 5 倍に相当する金額以下の罰金に処し(対外貿易法 53 条 1 項 1 号、2 号)、(ii)上記(i)の目的なくして輸出許可/状況許可を受けずに戦略物資/状況許可対象である物品等を輸出した場合には、5 年以下の懲役又は輸出・輸入・経由・積替・仲介する物品等の価格の 3 倍に相当する金額以下の罰金に処し(対外貿易法 53

¹⁰ 戦略物資には該当しないが大量破壊武器並びにその運搬手段であるミサイル及びコンベンショナル・ウェポン(以下「大量破壊武器等」という。)の製造・開発・使用又は保管等の用途に転用される可能性の高い物品等を輸出しようとする者は、その物品等の輸入者や最終使用者がその物品等を大量破壊武器等の製造・開発・使用又は保管等の用途に転用する意図があることを知り、又はその輸出が以下の①～⑬のいずれかに該当しそのような意図があると疑われる場合には、大統領令で定めるところにより産業通商資源部長官や関係行政機関の長の許可を受けなければならない(対外貿易法 19 条 3 項、輸出入告示 50 条 3 項 2 号)。

- ① 輸入者が当該物品等の最終用途について必要な情報の提供を忌避する場合
- ② 輸出しようとする物品等が最終使用者の事業分野に該当しない場合
- ③ 輸出しようとする物品等が輸入国家の技術水準と顕著な格差がある場合
- ④ 最終使用者が当該物品等が活用される分野の事業経歴がない場合
- ⑤ 最終使用者が当該物品等に関する専門的知識がなくてもその物品等の輸出を要求する場合
- ⑥ 最終使用者が当該物品等に関する設置・補修又は教育訓練サービスを拒否する場合
- ⑦ 当該物品等の最終受荷人が運送業者である場合
- ⑧ 当該物品等に関する価格条件や支払条件が通常範囲を超える場合
- ⑨ 特段の理由なしで当該物品等の納期日が通常範囲を超えた場合
- ⑩ 当該物品等の輸送経路が通常経路を外れた場合
- ⑪ 当該物品等の輸入国内使用又は再輸出有無が明らかでない場合
- ⑫ 当該物品等に関する情報や目的地等について通常範囲を超える保安を要求する場合
- ⑬ その他に国際情勢の変化又は国家安全保障を害する事由の発生等により産業通商資源部長官や関係行政機関の長が状況許可を受けるよう定めて告示する場合

輸出入告示 50 条(状況許可の対象)

3. 1 項及び 2 項の規定にもかかわらず、大量破壊武器等を輸出しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には状況許可を受けなければならない。

- ② 別表 2 の 2 に該当する品目を輸出する場合

¹¹ 状況許可対象品目の確認手続としては、戦略物資管理院に依頼して確認する「専門判定」と、貿易取引者自らが確認する「自己判定」がある。これに関連して、戦略物資管理院は、ウェブサイトにて、対ロシア・ベラルーシ状況許可対象品目統制番号の核心キーワード及び HS Code 連携表を公開しているが(下記リンク)、当該連携表は、状況許可対象品目の該当可能性がある核心キーワード及び関連 HS Code を連携したものであり、あくまで参考として使用し、連携表のみで状況許可対象品目の該当有無を判断することはできない旨を記している。このため、正確な輸出統制対象該当有無については、必ず戦略物資管理システムを通じた専門判定又は自己判定を通じて確認すべきと考えられる。<https://www.kosti.or.kr/web/contents/tradeAlert.do?schM=view&page=2&viewCount=8&id=4020&schBdcode=&schGroupCode=#undefined>

条2項2号、4号)、(iii)虚偽その他不正な方法により輸出許可/状況許可を受けた場合には、(ii)と同様に処罰される(対外貿易法 53 条 2 項 3 号、5 号)。なお、それぞれの場合において、両罰規定により、行為者・法人ともに処罰対象となり(対外貿易法 57 条)、(i)及び(ii)の場合、未遂犯も処罰対象となる(対外貿易法 55 条)。

2 ロシア制裁措置の経過及びその概要

ロシア制裁措置の経過をまとめると次の表のとおりである。具体的な内容については、下記3及び4を参照されたい。

発表又は施行時期	制裁の内容
2022 年 2 月 28 日	戦略物資輸出統制(多角的体制の統制品目に対する審査強化)
3 月 1 日	ロシア主要銀行との取引禁止、ロシア国債投資中断、SWIFT(国際金融通信網)排除を発表
3 月 4 日	憂慮取引者を対象とした輸出制限を発表
3 月 7 日	ロシア中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド(以下「SWF」という。)及び Rossiya 銀行との取引禁止
3 月 26 日	非戦略物資 57 品目に対する輸出統制を発表
2023 年 2 月 24 日	輸出統制の対象に非戦略物資 741 品目を追加することを含む、輸出入告示改正案の行政予告を発表

3 対ロシア金融制裁の内容

3.1 (2022 年 3 月 1 日発表)2022 年 2 月 28 日付け国際社会における対ロシア金融制裁への参加のための詳細な措置の決定

韓国政府は、2022 年 3 月 1 日、同年 2 月 28 日に決定した対ロシア金融制裁への参加の具体的な範囲及び方式について、以下のとおり、①ロシア主要銀行との取引禁止、②ロシア国債投資中断、③SWIFT(国際金融通信網)排除を行う旨の公表を行った¹²。なお、取引禁止違反に対する直接的な罰則は公表されていないが、マネーロンダリング及びテロ資金調達防止法令や内部統制等関連規範違反により処罰される可能性がある。

(1) ロシア主要銀行との取引禁止

韓国政府は、米国の制裁対象であるロシアの 7 つの大手銀行(Sberbank、VEB、PSB、VTB、Oktritie、Sovcom 及び Novikom)及びその子会社との取引禁止を決定し、取引禁止時

¹² <https://english.moeff.go.kr/pc/selectTbPressCenterDtl.do?boardCd=N0001&seq=5302>

期については、銀行毎に定められた米国の制裁に基づく制裁猶予期間に合わせた同様の時期から禁止することとしている¹³。ただし、農産物及びコロナ医療支援、エネルギー関連取引等、米国が一般許可(General License)を発行して例外的に取引を認めている分野・銀行については、米国と同様の基準での取引を認めている。

また、これに関連して、韓国政府は以下の対応を求めた。

- (a) 国内金融機関に対して、関係法令上の確認義務の履行、関連する金融取引のモニタリング等内部統制手続の遵守、顧客に対する事前案内等を通じて、制裁対象銀行との取引禁止が徹底的に執行されるよう協調すること。
- (b) 輸出入企業の既存契約に基づく取引等、制裁対象銀行との不要不急な金融取引は、米国の制裁措置にて付与された猶予期間中に迅速に完了し、取引禁止措置の施行後に不必要な混乱を最小化すること。

(2) ロシア国債投資中断

韓国政府は、2022年3月2日から新規発行される全てのロシア国債に対して、投資を中断し、発行流通市場における国内公共機関及び金融機関の取引中断を強く勧告¹⁴した。

特に、韓国政府は、(i)公共機関等に対しては、韓国政府の対ロシア金融制裁参加の意志に沿って、ロシア国債の取引中断への積極的な参加の誘導を行い、(ii)民間金融機関に対しても、関連取引が発生しないよう、特に留意して、金融制裁が実効的に行われるよう、協調する必要があるとした。

(3) SWIFT 排除

韓国政府は、EU が発表した 7 つのロシアの銀行(Rossiya 銀行、VEB、PSB、VTB、Otkritie、Sovcom、Novikom)及びその子会社に対する SWIFT 排除措置を支持し、EU の制裁措置が具体化される 2022 年 3 月 13 日 8:00AM(韓国時間基準)から直ちに履行する準備ができていたとした。かかる SWIFT 排除措置は、「EU の関連制裁措置→SWIFT 本社が位置するベルギー金融当局による排除命令→SWIFT 社の当該銀行網連結制限措置の実行」である

¹³ 具体的には次のとおりである。

① VEB：米国東部標準時2022年3月24日12:01AMより制裁適用

② Sberbank、VTB、Otkritie及びSovcom：米国東部標準時2022年3月26日12:01AMより制裁適用

③ PSB、Novikom：即時適用

VEB、VTB、Otkritie 及び Sovcom の 4 銀行については、形式的には猶予期間があるが、SWIFT 排除対象であるため、2022 年 3 月 13 日 8:00AM(韓国時間基準)以降実質的には取引が禁止されている。

¹⁴ かかる勧告措置は、厳密な意味で法的拘束力を有するものではないものの、当該内容は監督当局の行政指導に該当するため、これに違反したときは他の関連法令違反となり制裁を受ける可能性があり、この意味では実務上執行力があるといえる。

3.2 (2022 年 3 月 7 日発表)国際社会における対ロシア金融制裁への参加のための追加的な措置の決定

韓国政府は、2022 年 3 月 7 日、ウクライナ事態の動向及び米国や EU 等の主要国における対ロシア制裁措置等を総合的に考慮し、国際社会における対ロシア金融制裁に追加的に参加することとし、①ロシア中央銀行及び SWF との取引禁止、②Rossiya 銀行との取引禁止を決定した旨公表をした¹⁶。

(1) ロシア中央銀行及び SWF との取引禁止

韓国政府は、2022 年 3 月 8 日より、ロシア中央銀行、ロシアの SWF の National Wealth Fund of the Russian Federation(以下「NWF」という。)及び Russian Direct Investment Fund(以下「RDIF」という。)との金融取引を禁止した。ただし、農産物及びコロナ医療支援、エネルギー関連取引など、米国が一般許可(General License)を発行して例外的に取引を認めている分野・銀行については、米国と同様の基準での取引を認めている。

(2) Rossiya 銀行との取引禁止

韓国政府は、2022 年 3 月 2 日に EU が発表した 7 つの SWIFT 排除対象銀行(Rossiya 銀行、VEB、PSB、VTB、Otkritie、Sovcom、Novikom)のうち、韓国政府が 2022 年 3 月 1 日に決定・発表した、金融取引禁止対象に含まれていなかった Rossiya 銀行との取引を、2022 年 3 月 8 日から猶予期間なく禁止している。

3.3 取引禁止対象のまとめ

以上のとおり、韓国政府は、現在まで(米国政府が指定した制裁対象者と同様の)計 11 機関及び子会社(Sberbank、VEB、PSB、VTB、Otkritie、Sovcom、Novikom 及び関連子会社、ロシア中央銀行、ロシアの SWF の NWF 及び RDIF、Rossiya 銀行)について、取引を禁止している。これを表にまとめると以下のとおりである。

¹⁵ 参考までに、7 つの銀行の SWIFT 排除の後直ちに、これらの銀行は国際金融通信網を使用することができなくなる結果、国際決済が実質的に遮断される効果を持つ。このため、各国政府が付与した制裁猶予期間や例外的取引許容有無にかかわらず、SWIFT 排除と同時に、当該銀行とは取引が不可能となる。

¹⁶ <https://english.moef.go.kr/pc/selectTbPressCenterDtl.do?boardCd=N0001&seq=5308>

<韓国政府の金融取引禁止対象>

発表日	制裁対象	米国政府の制裁
2022 年 3 月 1 日	Sberbank 及び関連子会社 25 社	https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0608 https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0602 https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0612
	VEB 及び関連子会社 25 社	
	PSB 及び関連子会社 17 社	
	VTB 及び関連子会社 20 社	
	Otkritie 及び関連子会社 12 社	
	Sovcom 及び関連子会社 22 社	
	Novikom	
2022 年 3 月 7 日	ロシア中央銀行	
	ロシア SWF (NWF)	
	ロシア SWF (RDIF)	
	Rossiya 銀行	

4 対ロシア輸出統制の内容

4.1 (2022 年 2 月 28 日施行)戦略物資輸出統制(多角的体制の統制品目に対する審査強化)

韓国政府は、国際平和及び安全維持、並びに輸入国の軍事外交的な敏感性を考慮し、対ロシア戦略物資の輸出を制限した¹⁷。

4.2 (2022 年 3 月 4 日施行)憂慮取引者を対象とした輸出制限

韓国政府は、米国の Entity List に新規追加されたロシア企業(49 社)を、輸出入告示 90 条

¹⁷ http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq=165358&bbs_cd=81¤tPage=1411&search_key=title v&cate=n=&dept=v=&search_val=v=

の 2 に定める憂慮取引者(Denial List)に指定して輸出を制限した^{18・19}。

4.3 (2022 年 3 月 26 日施行)非戦略物資 57 品目に対する輸出統制

韓国政府は、ロシア・ベラルーシに対する輸出統制の強化措置として、米国商務部が発表(2022 年 2 月 24 日)した対ロシア輸出統制 57 品目(技術を含む)に対する輸出統制を実施した²⁰。

前記 1.2.3 のとおり、戦略物資に該当しない物品であっても、輸出入告示別表 2 の 2(状況許可対象品目)に該当する品目を輸出しようとする場合には、状況許可が必要となる(対外貿易法 19 条 3 項、輸出入告示 50 条 3 項 2 号)。今回の輸出統制の実施過程においては、輸出入告示を改正することで、非戦略物資 57 品目を輸出入告示別表 2 の 2(状況許可対象品目)に定める状況許可対象品目に反映(すなわち、番号 22 乃至 78 の対象品目を追加)し、これにより、当該品目について、実務上、輸出許可はなされていない。

4.4 (2023 年 2 月 24 日公表) 非戦略物資 741 品目の輸出統制対象追加に係る行政予告

韓国政府は、2023 年 2 月 24 日に、対ロシア状況許可対象品目を 741 品目追加する内容を含む、輸出入告示改正案の行政予告を行っており、2023 年 3 月 16 日までの意見提出期間を経た後、4 月頃に改正輸出入告示を公布・施行する予定である^{21・22}。同改正案によれば、既存の電子、造船など 57 品目に加え、新規に産業機械、石油ガス精製装備、自動車及び部品、トルエンなど一部化学製品、ステンレスなど一部鉄鋼製品、ダイオードトランジスタなど一部電子部品、量子コンピュータ及び関連部品などの非戦略物資 741 品目を追加することにより、対ロシア状況許可対象品目は計 798 品目に拡大されることになる。

¹⁸ https://russia.kosti.or.kr/user/Bd/BdCm010L.do?BD_NO=1&CURRENT_MENU_CODE=MENU0006&TOP_MENU_CODE=MENU0001(戦略物資管理院(Korean Security Agency of Trade and Industry, KOSTI))のウェブサイト掲載の「対ロシア輸出統制 FAQ(2022 年 9 月付)」4 頁参照。

¹⁹ ただし、前掲脚注 9 の戦略物資管理システムウェブサイトでは、(i)「戦略物資輸出入時注意を要する憂慮取引者検索」項目において、米国商務省が指定したリスト(Entity List)を掲載し、多数のロシア企業を憂慮対象者として含めている一方、(ii)「非戦略物資輸出時状況許可を要する憂慮取引者」項目においては、米国商務省が指定したリスト(Entity List)は掲載されていない。このため、非戦略物資との関係では、現在、ロシア関連企業は憂慮対象者は指定されていない状況にあるようである。もっとも、同ウェブサイトに掲載されたリストは随時改定されるため、今後変動があり得る。

²⁰ http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=165431&bbs_cd_n=81¤tPage=31&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v=

²¹ http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=166852&bbs_cd_n=81¤tPage=11&search_key_n=title_v&cate_n=1&dept_v=&search_val_v=

²² http://www.motie.go.kr/motie/ms/ll/adminiStration/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=246&bbs_cd_n=138¤tPage=1&search_key_n=&cate_n=&dept_v=&search_val_v=

5 まとめ

ロシア制裁措置の経過をまとめると次の表のとおりである。

分類	発表又は施行時期	制裁の内容	根拠法令
金融制裁	2022年3月1日 発表	ロシア主要銀行との取引禁止	明示的な法的根拠なし
		ロシア国債投資中断	
		SWIFT(国際金融通信網)排除	
	2022年3月7日 発表	ロシア中央銀行及びSWFとの取引禁止	
		Rossiya 銀行との取引禁止	
輸出統制	2022年2月28日 施行	戦略物資輸出統制(多角的体制の統制品目に対する審査強化)	対外貿易法 19 条 4 項、対外貿易法施行令 34 条 4 号、輸出入告示 22 条
	2022年3月4日 施行	憂慮取引者を対象とした輸出制限	輸出入告示 90 条の 2
	2022年3月26日 施行	非戦略物資 57 品目に対する輸出統制	対外貿易法 19 条 4 項、対外貿易法施行令 34 条 4 号、輸出入告示 50 条、別表 2 の 2
	2023年2月24日 発表	輸出統制の対象に非戦略物資 741 品目を追加することを含む、輸出入告示改正案の行政予告を発表	同上

II. シンガポールにおけるロシア制裁措置の概要

1 経済制裁の枠組み

シンガポールは、国際連合加盟国として、国際連合の安全保障理事会決議によって課された経済制裁を国内に適用している。ただし、国際連合の安全保障理事会決議が直ちにシンガポール国内における法的効力を有するものではないため、シンガポールでは、同決議に基づく経済制裁を国内で実施するため、以下のとおり根拠法令を定め、関係省庁に関連規則等を制定する権限を付与している。

- ・ 2001 年国際連合法(United Nations Act 2001)
国連憲章 41 条の定める経済関係等の全部・一部の中断を求める国連安全保障理事会による措置の実行を可能とするため、法務大臣に対して、非金融機関及び自然人に適用される規則を制定する権限を付与
- ・ 1970 年シンガポール金融管理局法(Monetary Authority of Singapore Act 1970)
国際連合の安全保障理事会決議によりシンガポールが負う義務を履行・促進するため、シンガポール金融管理局が金融機関又はその一部に対する指示や規則の制定を行う権限を付与
- ・ 1995 年輸出入規制法(Regulation of Imports and Exports Act 1995)
貿易産業大臣(Minister of Trade and Industry)がシンガポールとの間の輸出入、シンガポールでの積替えの対象となる全ての分類の品目の登録、規制及び管理についての規則を定める権限を付与。具体的には、輸出入規制規則(Regulation of Imports and Exports Regulations)において、規制対象となる物品が定められている。

2022 年 3 月に実施されたシンガポールによる対ロシア制裁は、国際連合の決議が成立しなかったものの、シンガポール政府として経済制裁の実施を決定している。このため、対ロシア制裁の根拠となっている国内法令は、上記法令のうち、1970 年シンガポール金融管理局法及び 1995 年輸出入規制法となる。

2 対ロシア制裁措置の経過

2022 年 2 月 25 日、国際連合の安全保障理事会による、ロシアによるウクライナ侵攻を非難し、即時撤退を求める決議案が、ロシアの拒否権行使により否決された。かかる緊急事態に対して、以下のとおりシンガポール政府は迅速な対応を行っている。

- ・ 2 月 28 日(2022 年 2 月 25 日の決議案否決の翌営業日)
シンガポールの外務大臣は、国会において、シンガポールはロシアに対して、ウクライナにおいて直接に兵器として用いられ得る物品の輸出規制、並びにロシアの銀行及

びロシアに関連する金融取引の停止を行うことを表明

- 3月5日

シンガポールの外務省は、ロシアに対する制裁として、ロシアに対する輸出規制と金融規制を実施することを公表

当該公表では、ロシアによる他国の主権の侵害や領土の侵犯は、シンガポールのような小国にとって危険な先例であること、国際連合安全保障理事会決議の否決にかかわらず、同様の考えを持つ他の多くの国と歩調を合わせて、ロシアに対する適切な制裁を行う旨等が示されている。

- 3月14日

シンガポール金融管理局が1970年シンガポール金融管理局法に基づき、後記4の金融規制に係る通達(MAS Notice SNR-N01。以下「Notice SNR-N01」という。)及び同通達による金融規制の対象から除外される支払い及び取引を定めた通達(MAS Notice SNR-N02。以下「Notice SNR-N02」という。)を発行

- 3月16日

貿易産業大臣が輸出入規制規則の改正により、後記3のとおりロシアに対する輸出規制を実施

3 輸出規制の内容

国際連合の安全保障理事会決議に基づく義務履行のためであるか否かを問わず、1995年輸出入規制法3条は、貿易産業大臣がシンガポールとの間の輸出入等の対象となる品目の規制等についての規則を定める権限を付与しており、同大臣は、当該権限に基づき、輸出入規制規則を改正し、以下の規制を導入した。

以下の品目(以下「輸出規制品目」という。)については、シンガポールが原産国であるかを問わず、仕向地がロシアである又はそのように意図されている場合、シンガポールからの輸出、シンガポールでの船荷積替え、又はシンガポールを通じた航空輸送が禁止される(改正後輸出入規制規則6条(2B))。

- 2021年戦略的品目(管理)指令(Strategic Goods (Control) Order 2021)の別紙 Part 1、Division 2(軍事品目リスト)の全ての 카테고리コードで指定された軍事品目(銃器、弾薬、爆弾、監視装置、戦車、化学薬品、エネルギー物質、軍艦、軍用機、宇宙船、運動エネルギー兵器、防護設備、軍事訓練用機材等)
- 同令の別紙 Part 2、Division 2(二重用途品目リスト)における 카테고리3(電子機器)で指定された二重用途品目(指定された集積回路、ミリ波装置、音波装置、超伝導装置、高エネルギー装置、アブソリュートエンコーダ、サイリスタモジュール、半導体スイッチ、光変調器等)
- 同令の別紙 Part 2、Division 2(二重用途品目リスト)における 카테고리4(コンピュー

ター)で指定された二重用途品目(指定されたコンピューター関連機器、ソフトウェア、技術等)

- ・ 同令の別紙 Part 2、Division 2(二重用途品目リスト)におけるカテゴリ5(情報セキュリティ)で指定された二重用途品目(指定された通信・情報セキュリティ関連システム、テスト機器、ソフトウェア、技術等)

各詳細は以下を参照。

[Strategic Goods \(Control\) Order 2021 - Singapore Statutes Online \(agc.gov.sg\)](https://www.agc.gov.sg/StrategicGoodsControlOrder2021)

2021 年戦略的品目(管理)指令の別紙記載の品目については、元々、2002 年戦略的品目(管理)法(Strategic Goods (Control) Act 2002)に基づき、戦略的品目・戦略的品目技術として、税関による許可なしに輸出や積替えを行うことが禁止されていた。2022 年 3 月 16 日の輸出入規制規則の改正により、仕向地がロシアである輸出規制品目については、輸出や積替えが全て禁止されるに至ったものである。

上記の規制への違反については、以下の罰則の対象となる(輸出入規制規則 45 条)。

- ・ 初回の違反：100,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは違反對象となる品目の価値の 3 倍の金額の大きい方、又は/及び 2 年以内の禁固
- ・ 2 回目以降の違反：200,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは違反對象となる品目の価値の 4 倍の金額の大きい方、又は/及び 3 年以内の禁固

4 金融規制の内容

1970 年シンガポール金融管理局法 27A 条は、国際連合の安全保障理事会決議に基づく義務履行のため、シンガポール金融管理局が金融機関への指示を行う権限を認めていることに加え、同法 27 条(1)項は、同局が公共の利益のために必要と考える場合にも、金融機関への指示を行う一般的権限を付与している。同局は、当該権限に基づき、Notice SNR-N01 及び Notice SNR-N02 を発行し、以下の規制を導入した。

4.1 適用対象及び定義

金融規制に係る通達の規制が適用されるのは、シンガポール金融管理局が管轄する全ての法令で認可、証人、権限付与、指定、認定、登録その他の規制対象となる金融機関であり、シンガポールの銀行、金融会社、保険会社、資本市場中間業者、証券取引所、支払サービス業者等を含む。

金融規制の相手方となる「指定銀行」とは、Notice SNR-N01 別紙で指定された以下の銀行、及びこれらの銀行に、直接・間接に保有若しくは支配され、又はこれらの銀行に代わって若しくはその指示で行動する主体をいう。

- ・ VTB Bank Public Joint Stock Company

- The Corporation Bank for Development and Foreign Economic Affairs Vnesheconombank
- Promsvyazbank Public Joint Stock Company
- Rossiya 銀行

金融規制の相手方となる「指定主体」とは、Notice SNR-N01 の別紙で追って指定される、軍事品目又は特定された二重用途品目に関連する活動に関与する主体、及びこれらの銀行に、直接・間接に保有若しくは支配され、又はこれらの銀行に代わって若しくはその指示で行動する主体をいう。ただし、本報告書日現在で、指定主体の指定は行われていない。(以上につき、Notice SNR-N01 第 2 項)

4.2 指定銀行及び指定主体との取引の禁止及び資産の凍結

金融機関は、直接又は間接に(ブローカー業者やその他の中間サービス業者を介するものを含む)、指定銀行又は指定主体との間で、取引関係の構築、金融取引の引受け、金融取引の実施、金融支援・サービスの提供を行うこと、指定銀行又は指定主体への金融資産・資源その他の資産・資源の移転を行うことが禁止される。また、金融機関が、指定銀行又は指定主体が直接・間接に保有・支配する資金、金融資産又は経済資源をシンガポールにおいて管理、占有、支配する場合には、直ちにそれらを凍結し、指定銀行又は指定主体が利用不能であることを確保しなければならない(Notice SNR-N01 第 3 項)。

ただし、上記金融規制は、以下の取引には適用されない(Notice SNR-N02 第 3 項、第 4 項)。

- 指定銀行・指定主体に生じる基本的な費用(保険料、合理的な不動産管理・テクノロジー関連サービス等)の支払い、凍結資産等に日常的に課される費用・料金、監査・税務・法務等のための合理的な専門家料金の支払いに必要な取引等
- 指定銀行以外の者が、自己の利益のため、指定銀行との既存の取引関係を終了し、資金、金融資産又は経済資源を引き出すことを促進するための取引
- シンガポールにおけるロシア連邦大使館の機能実施のために必要な資金、金融資産又は経済資源に関連する取引

4.3 一定の物品の配達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止

金融機関は、直接又は間接に(ブローカー業者やその他の中間サービス業者を介するものを含む)、相手方の活動が上記 3 記載の輸出規制品目の、ロシアを仕向地とする、シンガポール・その他の地域からの輸出、又はシンガポール・その他の地域での船荷積替え・航空輸送に関連する場合には、当該相手方との間で、金融取引の実施、金融支援・サービスの提供を行うこと、当該相手方への金融資産・資源その他の資産・資源の移転を行うことが禁止される(Notice SNR-N01 第 4 項)。

4.4 ロシア政府及びロシア連邦の中央銀行による新たな資金調達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止

金融機関は、直接又は間接に、2022年3月14日以降に、以下の者により発行された証券又はデポジットの証明につき、売買、金融サービス及び支援の提供その他の取引を行うことが禁止される。

- ・ ロシア政府
- ・ ロシア連邦中央銀行
- ・ これらの主体に、直接・間接に保有若しくは支配され、又はこれらの主体に代わって若しくはその指示で行動する法人又は法的仕組み

また、金融機関は、2022年3月14日以降、上記の者に対して新規の貸付け又は与信の手当てを行い、又はこれに参加することが禁止される。ただし、当該禁止は、上記3記載の輸出規制品目につき、ロシアを仕向地とする、シンガポール・その他の地域からの輸出、又はシンガポール・その他の地域での船荷積替え・航空輸送を含まない取引のための資金調達目的が特定・文書化されている貸付け・与信には適用されない。

(以上につき、Notice SNR-N01 第5項)

4.5 ドネツク及びルハンスクに関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止

金融機関は、直接又は間接に(ブローカー業者やその他の中間サービス業者を介するものを含む)、相手方が、ドネツク又はルハンスクにおける以下の特定のセクターに関連する物品又は技術の販売、移転、輸出を含む活動に関連する場合には、当該相手方との間で、金融取引の実施、金融支援・サービスの提供を行うこと、当該相手方への金融資産・資源その他の資産・資源の移転を行うことが禁止される(Notice SNR-N01 第6項)。

- ・ 輸送
- ・ 電気通信
- ・ エネルギー
- ・ 石油、ガス、鉱物資源の探鉱、探査、製造

4.6 デジタル決済トークン取引の禁止

金融機関は、取引の収益や利益が上記4.3から4.5で禁止される取引・活動の助長に用いられる可能性がある場合、以下を含むデジタル決済トークン取引を実施することが禁止される(Notice SNR-N01 第7項)。

- ・ デジタル決済トークンの販売・取引の提供
- ・ デジタル決済トークンの取引当事者間の取引仲介
- ・ デジタル決済トークン取引のための金融の提供又は手配

- ・ デジタル決済トークンの貸借の提供
- ・ 第三者に対する上記サービスを可能とするデジタル決済トークンに係る一次又は二次市場の提供

4.7 情報提供義務

上記 4.2 から 4.6 で禁止される取引等に関する情報を有する金融機関、指定銀行・指定主体の資金等を占有等している金融機関、指定銀行・指定主体の資金等に関連する取引に関する情報を有する金融機関は、直ちにシンガポール金融管理局への情報提供を行うことが義務付けられる(Notice SNR-N01 第 9 項)。

4.8 罰則

上記 4.2 から 4.7 の義務に違反した金融機関は、シンガポール金融管理局による指示への違反として、20,000 シンガポールドル以下の罰金の対象となる(1970 年シンガポール金融管理局法 27 条 4 項)。

5 まとめ

規制の種類(根拠)	規制の内容
輸出規制 (輸出入規制規則 6 条(2B))	ロシアを仕向け地とする以下の品目の輸出、積替えの禁止 ・ 2021 年戦略的品目(管理)指令の別紙 Part 1、Division 2(軍事品目リスト)の全ての軍事品目 ・ 同令の別紙 Part 2、Division 2(二重用途品目リスト)におけるカテゴリー3(電子機器)、カテゴリー4(コンピューター)、カテゴリー5(情報セキュリティ)で指定された二重用途品目
金融規制 (Notice SNR-N01、Notice SNR-N02)	金融機関に対する以下の義務付け ・ 指定銀行及び指定主体との取引の禁止及び資産の凍結 ・ 一定の物品の配達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止 ・ ロシア政府及びロシア連邦の中央銀行による新たな資金調達に関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止 ・ ドネツク及びルハンスクに関連する金融取引、金融支援・サービスの禁止 ・ デジタル決済トークン取引の禁止 ・ 情報提供義務

III. 台湾におけるロシア制裁措置の概要

1 ロシア制裁としての輸出制限の法的な枠組み

台湾における対ロシア制裁措置は主として台湾貿易法(以下「貿易法」という。)²³に基づき、軍事兵器転用が可能な「戦略ハイテク物資(Strategic High-Tech Commodities)」の輸出制限をその内容としている。

1.1 戦略ハイテク物資の輸出入に関する輸出許可

貿易法上、「戦略ハイテク物資」に該当する物資を輸出する場合、予め許可を取得しなければならないとされている(貿易法 13 条 1 項)。

この「戦略ハイテク物資」の輸出許可は、国家の安全を確保し、国際協力及び協定を履行し、戦略ハイテク物資の輸出入及び流通の管理を強化し、又はハイテク物資の需要を喚起することを目的としており(貿易法 13 条 1 項)、「戦略ハイテク物資」の種類については、貿易法の主務機関に当たる台湾經濟部国際貿易局(以下「貿易局」という。)が定めることとされている(同条 3 項)。

具体的には、2001 年に「戦略ハイテク物資の種類、特定戦略ハイテク物資の種類及び輸

²³ 1 項

国家の安全を確保し、国際協力及び協定を履行し、戦略ハイテク物資の輸出入及び流通の管理を強化し、ハイテク物資の需要を喚起させるため、その輸出入においては次に掲げる規定を遵守しなければならない。

① 許可なく輸出してはならない。
② 輸入許可証を取得した場合、別途許可なく輸入者を変更又は第三国若しくは地域に移転させてはならない。
③ 用途及び最終使用者について、事実に基づき申告するものとし、許可なくみだりに変更してはならない。

2 項

制限地域に輸出される特定戦略ハイテク物資は、許可なくわが国の商港において通過、積み替え又は保税倉庫、物流センター若しくは自由貿易港区での保管を行ってはならない。

3 項

前 2 項に掲げる物資の種類及び制限地域については、主務機関が公告し、また政府公報及び主務機関のウェブサイトに掲載し、無償で公衆の閲覧に供するものとする。

4 項

2 項の規定に違反した特定戦略ハイテク物資は、主務機関がこれを留置して本法又は関連法規に従い処分を決定することができる。法に従い没収の処分が決定された場合を除き、主務機関はこれを返還するものとする。

5 項

前項の留置は、主務機関がこれを税関に委託して執行することができる。

6 項

1 項及び 2 項に掲げる許可の申請にかかる条件及び手順、輸出入、通過、積み替え又は保税倉庫、物流センター若しくは自由貿易港区での保管に関する管理、輸出入用途及び最終使用者に係る申告、変更及び制限、物資の流通及び用途に係る調査、並びにその他遵守すべき事項に関する弁法については、主務機関がこれを制定するものとする。

出制限地域²⁴」(以下「輸出制限公告」という。)が公告されており、かかる輸出制限公告の改訂を通じて、以下の(1)から(3)に掲げる物資が、「戦略ハイテク物資」として規定されている。そして、(1)のリスト掲載物資のうち、⑤のロシア及びベラルーシ向け輸出ハイテク物資リストが、今回の台湾における対ロシア制裁措置に関連するものであり、詳細は 2 において後述する。

(1) リスト掲載物資

まず、以下の複数の物資リストに掲げられた物資は、規制対象となる「戦略ハイテク物資」に該当する。

- ① 軍事転用可能な物資・技術に係る輸出規制リスト²⁵
- ② 一般軍用物資リスト²⁶
- ③ 北朝鮮向け輸出センシティブ物資リスト²⁷
- ④ イラン向け輸出センシティブ物資リスト²⁸
- ⑤ ロシア及びベラルーシ向け輸出戦略ハイテク物資リスト

そして、上記①及び②のリストに掲げられた物資を輸出する場合、輸出先を問わず輸出許可の申請を行い同許可を取得しなければならない。また、③乃至⑤のリストに掲げられた物資を当該各地域(③：北朝鮮、④：イラン、⑤：ロシア及びベラルーシ)に輸出しようとする場合、許可なくこれを行ってはならない。

(2) 最終用途又は最終使用者により核兵器、生物・化学兵器、ミサイルなど軍事目的に用いられるおそれのある物資

上記(1)の各物資リストに含まれていなくても、最終用途又は最終使用者により核兵器、生物・化学兵器、ミサイルなど軍事目的に用いられるおそれのある物資は、すべて戦略ハイテク物資に該当する。

²⁴ 輸出制限公告については、以下のリンクを参照されたい。https://www.trade.gov.tw/english/Pages/Detail.aspx?nodeID=298&pid=547919&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageIndex=1&history=

²⁵ 軍事転用可能な物資・技術に係る輸出規制リストについては、以下のリンクを参照されたい。https://www.trade.gov.tw/english/Pages/Detail.aspx?nodeID=298&pid=687872&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageIndex=1&history=

²⁶ 一般軍用物資リストについては、前掲脚注 25 のリンクを参照されたい。

²⁷ 貿易法上、主務機関は、国家安全保障のために、行政院(内閣)の承認を得た上で、特定の国又は地域との貿易を禁止又は制限することができ、但し、禁止命令公表の 1 か月以内に立法院(国会)による追認を得なければならない(貿易法 5 条)。北朝鮮の一連のミサイル発射や核実験を理由として、台湾では、貿易法 5 条に基づき、対北朝鮮の貿易、すなわち北朝鮮からの輸入及び北朝鮮への輸出が 2017 年 9 月 25 日から全面的に禁止されているため、現在、最新の北朝鮮向け輸出センシティブ物資リストは公表されていない。

²⁸ イラン向け輸出センシティブ物資リストについては、以下のリンクを参照されたい。https://www.trade.gov.tw/App_Ashx/File.ashx?FileID=01F7040E0400FB57

(3) 輸出国政府機関から台湾政府発行の国際輸入証明書(IC)又はその他の保証書類を求められる場合

外国の物資が台湾に輸出されるに当たり、輸出者が輸出国政府機関から台湾政府発行の国際輸入証明書(IC)又はその他の保証書類を求められる場合、当該物資も、戦略ハイテク物資に該当する。ここで台湾に輸出された当該物資につき、台湾から再輸出しようとする場合、輸出許可の申請を行い同許可を取得しなければならない。

1.2 戦略ハイテク物資の輸出許可手続き

貿易法上、戦略ハイテク物資の輸出許可に関する手続きについては、主務機関が関連規則(弁法)を定めるべきものとされ(貿易法 13 条 6 項)、貿易局により「戦略ハイテク物資輸出入管理弁法²⁹⁾(以下「管理弁法」という。)が制定されている。そして、管理弁法によれば、戦略ハイテク物資を輸出するには、貿易局又は經濟部が委任若しくは委託する機関(機構)³⁰⁾に対し、戦略ハイテク物資輸出許可証の発行を申請し同許可証を取得しなければならず、同許可証の有効期間は基本的に 6 か月とされる(管理弁法 15 条 1 項)。

1.3 戦略ハイテク物資を許可なしに輸出した場合の罰則

戦略ハイテク物資を許可なしに特定の制限地域(イラン、イラク、北朝鮮、中国大陸地域、スーダン、シリア)に輸出した場合、5 年以下の有期徒刑、拘留、若しくは 300 万新台湾ドル以下の罰金を科され、又はこれらが併科され、かつ、1 か月以上 1 年以下の輸出入の停止処分又は輸出入業者としての登録の廃止処分が科される(貿易法 27 条 1 項、27 条の 1、13 条 1 項)。

さらに、戦略ハイテク物資を許可なしに非制限地域(イラン、イラク、北朝鮮、中国大陸地域、スーダン、シリア以外の地域)に輸出した場合、6 万新台湾ドル以上 300 万新台湾ドル以下の過料、又は 1 か月以上 1 年以下の輸出入の停止処分若しくは輸出入業者としての登録の廃止処分が科される(同法 27 条の 2 第 1 項、13 条 1 項)。ロシアやベラルーシに「⑤ロシア及びベラルーシ向け輸出戦略ハイテク物資リスト」を許可なしに輸出した場合も本罰則が適用され得る。

²⁹⁾ 英語版については、以下のリンクを参照されたい。
<https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0090013>

³⁰⁾ 經濟部は、輸出入者である申請者の所在地又は所属部門に基づき、戦略ハイテク物資の輸出入許可証に関する一部の業務を国防部(申請者が軍事機関若しくは国防部が監督している行政法人である、又は当該物資の研究開発、生産若しくは補修を国防部から委託されている場合)、国家科学技術委員会科学園區管理局(申請者が科学工業園區に所在する場合)及び經濟部加工出口区管理处(申請者が当該区に所在する場合)に委任又は委託している(經濟部經貿字 09004603430 号公告、經貿字 10304603900 号公告、經貿字 10504605680 号公告)。

2 ロシア制裁措置の経過及びその内容

2022 年初頭に始まったロシアによる対ウクライナ侵攻に鑑み、貿易局は同年 3 月から、ワッセナー・アレンジメントにて規制される製品について、ロシア向けの輸出に対する審査を厳格化した。その後、台湾からロシアに輸出される戦略ハイテク物資が軍用兵器を生産する用途で使用されることを防ぐため、貿易局は同年 4 月、ロシア向けの制裁措置として、貿易法 13 条に基づき輸出制限公告を改定し、ロシアへの戦略ハイテク物資に関する輸出制限措置を導入した。

2.1 ワッセナー・アレンジメントにて規制される製品に係るロシア向けの輸出審査の厳格化(2022 年 3 月 1 日)

2022 年 3 月 1 日、貿易局は、ワッセナー・アレンジメントにて規制される製品に係るロシア向けの輸出に対する審査をより厳格に行うことを公表した³¹。

2.2 「ロシア向け輸出ハイテク物資リスト」の制定(2022 年 4 月 6 日)

2022 年 4 月 6 日、貿易局は、輸出制限公告を改定し、「ロシア向け輸出ハイテク物資リスト」(以下「2022 年 4 月リスト」という。)を公告した(別紙 1 及び別紙 2 参照。)。当該公告によれば、ロシアに対し、2022 年 4 月リストに掲げられた ECCN カテゴリー 3 からカテゴリー 9 までの計 7 カテゴリー・57 品目の戦略ハイテク物資(電子機器や部品、半導体の材料、コンピューター、通信機器、センサー及びレーザー装置などを含む。)を輸出しようとする場合、貿易局の許可なしにこれを行ってはならず、管理弁法に従い輸出許可証の発行を申請し同許可証を取得しなければならない。

2.3 輸出制限対象地域の追加(2022 年 5 月 6 日)

貿易局は、2022 年 5 月 6 日、ベラルーシがロシアによるウクライナ侵攻に積極的に関与していることに鑑み、2022 年 4 月リストの名称を「ロシア及びベラルーシ向け輸出ハイテク物資リスト」(以下「2022 年 5 月リスト」という。)に改め、ベラルーシを輸出制限対象地域に加えた(別紙 3 及び別紙 4 参照。)。2022 年 5 月リストに掲げられた戦略ハイテク物資をベラルーシに輸出する場合も、管理弁法の規定に従い、輸出許可証の発行を申請し同許可証を取得しなければならない。なお、2022 年 5 月リストに掲げられた輸出制限の対象とな

³¹ 貿易局によるニュースリリースの英語版について、以下のリンクを参照されたい。
https://www.trade.gov.tw/english/Pages/Detail.aspx?nodeID=86&pid=740252&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageIndex=17&history=

る戦略ハイテク物資の品目は、2022 年 4 月リストと同様である(ECCN カテゴリー3 からカテゴリー9 までの計 7 カテゴリー・57 品目)。

2.4 輸出制限品目の追加(2023 年 1 月 4 日)

さらに貿易局は、2023 年 1 月 4 日に、2022 年 5 月リストを改定した(以下「2023 年 1 月リスト」という。)。従来からの輸出制限対象である ECCN カテゴリー3 からカテゴリー9 までの計 7 カテゴリー・57 品目の戦略ハイテク物資に加え、ECCN カテゴリー0 からカテゴリー2 までの戦略ハイテク物資(核物質、化学物質、細菌や毒素、材料加工関連品目などを含む。)がリストに追加され、これにより合計で ECCN カテゴリー0 からカテゴリー9 までの計 10 カテゴリー・109 品目の戦略ハイテク物資の輸出が制限されるに至った(別紙 5 及び別紙 6 参照。)

なお、2023 年 1 月 4 日付けの貿易局のニュースリリース³²によれば、前掲した戦略ハイテク物資の輸出許可証の発行申請に対し、貿易局ではより厳格な基準で審査を行い、原則として「承認しない」という姿勢を明らかにしている。

2023 年 1 月リストに掲げられた輸出制限の対象となる戦略ハイテク物資の品目の詳細については、別紙 7 及び以下のリンクを参照されたい³³。

<https://www.trade.gov.tw/Files/PageFile/755278/755278qgg4c20230104171945.pdf>

3 貿易制限以外の経済制裁について

台湾では、前記 2 の戦略ハイテク物資に係る輸出制限による制裁措置の他に、ロシアの支配層、国有銀行、軍事関連企業などの個人又は事業体に対して資産凍結などの金融制裁措置を講じる上での、独自の制裁対象者のリストは、現時点において不見当である。

マネーロンダリングに関する主務機関に当たる法務部調査局(以下「調査局」という。)の公式ウェブサイト(<https://www.mjib.gov.tw/mlpc>)には、「対ロシア制裁特別ページ」(中国語による原文表記では「俄羅斯制裁專區」。)の欄が設けられているが、リンク先からは直接、EU 又は米国 OFAC 制裁リストのページに遷移するようになっている。

この点について、調査局の通達(別紙 8 及び別紙 9 参照。)によれば、現在台湾では、対ロシアの金融制裁について、基本的に各金融機関・業者などに実際の措置を委ねる建付けがとられており、EU 又は米国 OFAC 制裁リストを参照しつつ、自主的に対応すべきものとさ

³² 当該貿易局によるニュースリリース(中国語版)について、以下のリンクを参照されたい。

<https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=40&pid=755279>

³³ 輸出制限品目に係る ECCN コードに対応する HS コードについては、以下の貿易局ウェブページで検索することができる。但し、当該ウェブページにて検索する場合、対応する HS コードが不見当である等の状況が生じ得るため、必ずしも対応する HS コードを特定することができない場合があり得る点について留意されたい。

https://efgate.trade.gov.tw/boft_pw/do/PW128?type=1

れている(その上で、速やかに主務機関に申告することが求められている。)。当該金融制裁について金融機関の自主対応に任せている政策的背景について、調査局に問い合わせたところ、台湾では、ロシアの支配層などの個人又は事業体に対して資産凍結などの金融制裁措置を科す法的根拠が存在しないからであるとのことである。

4 まとめ

台湾における対ロシア輸出制限措置をまとめると以下のとおり。

日付	輸出制限の内容	備考
2022 年 4 月 6 日	2022 年 4 月リスト 輸出制限対象地域：ロシア 輸出制限品目：ECCN カテゴリー3 からカテゴリー9 までの計 7 カテゴリー・57 品目	
2022 年 5 月 6 日	2022 年 5 月リスト 輸出制限対象地域：ロシア、 <u>ベラルーシ</u> 輸出制限品目：ECCN カテゴリー3 からカテゴリー9 までの計 7 カテゴリー・57 品目	輸出制限対象地域の追加
2023 年 1 月 4 日	2023 年 1 月リスト 輸出制限対象地域：ロシア、ベラルーシ 輸出制限品目： <u>ECCN カテゴリー0 からカテゴリー9 までの計 10 カテゴリー・109 品目</u>	輸出制限品目の追加

【別紙】

別紙1：経済部 2022 年 4 月 6 日経貿字 11104601450 号公告

別紙2：経済部 2022 年 4 月 6 日経貿字 11104601450 号公告の和訳

別紙3：経済部 2022 年 5 月 6 日経貿字 11104601970 号公告

別紙4：経済部 2022 年 5 月 6 日経貿字 11104601970 号公告の和訳

別紙5：経済部 2023 年 1 月 4 日経貿字 11140106300 号公告

別紙6：経済部 2023 年 1 月 4 日経貿字 11140106300 号公告の和訳

別紙7：High-Tech Commodities List for Exportation to Russia and Belarus

別紙8：法務部調査局 2022 年 3 月 3 日調銭貳字 11135512680 号通達

別紙9：法務部調査局 2022 年 3 月 3 日調銭貳字 11135512680 号通達の和訳

以上